

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 10 月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700296号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700202号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を28万4,000円、平成17年6月30日の標準賞与額を28万3,000円、同年12月16日の標準賞与額を29万7,000円、平成18年6月28日の標準賞与額を25万4,000円、平成19年12月19日の標準賞与額を32万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日
⑤ 平成19年12月19日

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。請求期間に賞与が支給されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、金融機関から提出された請求者に係る「預金取引明細表」及び請求者から提出された預金通帳の写しにより、A社から平成16年12月15日に24万3,708円、平成17年6月30日に27万1,024円、同年12月16日に25万9,661円の振込みが確認できる。

また、A社の複数の同僚が保有する平成16年12月、平成17年6月及び同年12月の賞与支給明細書によると、厚生年金保険料欄は空欄となっているものの、健康保険料欄に健康保険料、厚生年金保険料及び介護保険料が合算して記載されていることが推認できる。

さらに、上記の平成16年12月及び平成17年12月の賞与支給明細書においては、賞与支給額の11%、平成17年6月の賞与支給明細書においては賞与支給額の10%に相当する額が健康保険料欄に記載されていることから、請求者についても、同様に控除されていたものと推認できることを踏まえ、上記「預金取引明細表」及び預金通帳の写しにより確認できる振込額から判断すると、請求者は、A社から平成16年12月15日に30万円の賞与、平成17年6月30日に33万円の賞与、同年12月16日に32万円の賞与の支払を受け、いずれも当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④及び⑤について、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚が保有する平成18年6月及び平成19年12月分の賞与に係る給与支給明細書により、請求者は、A社から平成18年6月28日に26万円の賞与、平成19年12月19日に33万円の賞与の支払を受け、いずれも当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、請求者から提出された上記預金通帳の写し及び複数の同僚が保有する上記賞与支給明細書並びに金融機関から提出された請求者に係る「預金取引明細表」により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は28万4,000円、平成17年6月30日は28万3,000円、同年12月16日は29万7,000円、平成18年6月28日は25万4,000円、平成19年12月19日は32万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700306号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1700001号

第1 結論

昭和34年4月1日から昭和42年4月26日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年4月1日から昭和42年4月26日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。しかし、脱退手当金の請求手続を行った記憶はないし、受給した記憶もないので、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和42年7月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。